

地方スポーツ推進計画策定に当たっての基本的な考え方について

(1) 計画策定の根拠

○スポーツ基本法(平成23年法律第78号)

(地方スポーツ推進計画)

第10条 都道府県…教育委員会は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第31条 都道府県…に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

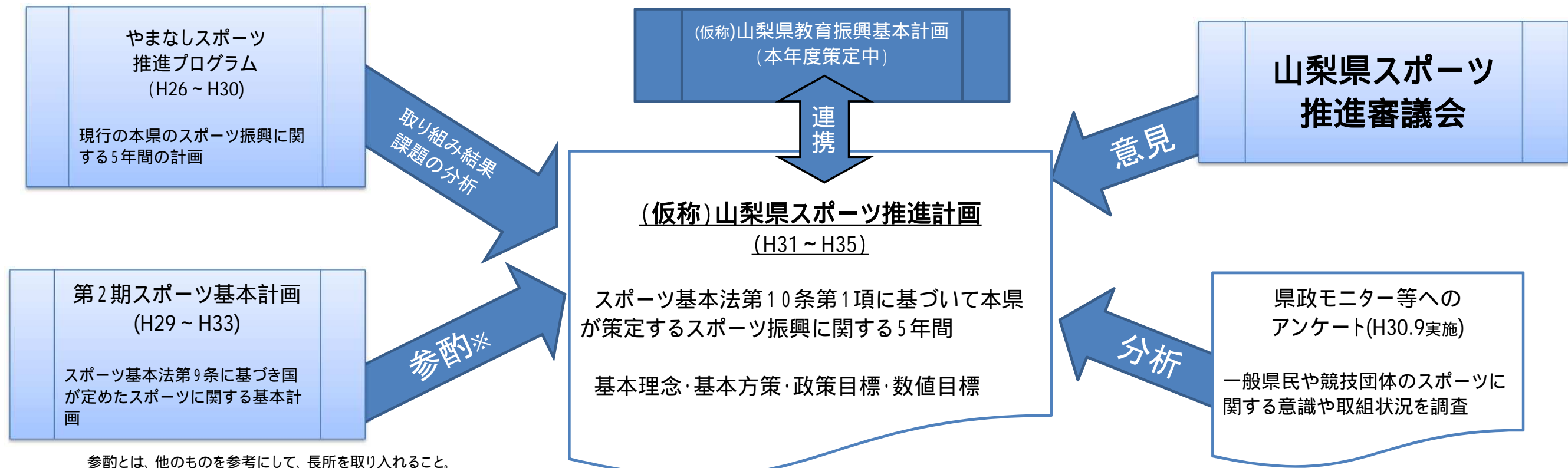
山梨県附属機関の設置に関する条例

第2条 別表第一より

山梨県スポーツ推進審議会の担当事務

スポーツ基本法第31条に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの振興に関する重要事項の調査審議に関する事務

(2) 計画策定の考え方



参酌とは、他のものを参考にして、長所を取り入れること。